**【　国勢調査の結果で用いる用語の解説　】**

**●人口**

　国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在の人口である（昭和20年

は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）。

　　調査した人口は、「常住人口」であり、「常住人口」とは、調査時に常住している場所で

調査する方法（常住地方式）による人口をいう。すなわち、当該住居に3か月以上にわたっ

て住んでいるか、または住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる

住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」と

みなしている。

**●年齢・年齢中位数**

**年齢**　　　　…　年齢は、昭和40年以降の調査では、調査日前日による満年齢を基に集計

している。なお、調査年10月1日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査

で0歳に含んでいる。昭和35年調査までは、調査日現在による満年齢を基

に集計している。

**年齢中位数**　…　年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分す

る境界点にある年齢のことをいう。

**●年齢３区分別人口から求められる年齢構造指数**

**年少人口指数**　：　15歳未満人口の15～64歳人口に対する比率

**老年人口指数**　：　65歳以上人口の15～64歳人口に対する比率

**従属人口指数　：**　15歳未満人口と65歳以上人口の合計の15～64歳人口に対する比率

**老年化指数**　　：　65歳以上人口の15歳未満人口に対する比率

**●配偶関係**

　　配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

**未婚**　　……　まだ結婚したことのない人

**有配偶**　……　届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

**死別**　……　妻又は夫と死別して独身の人

**離別**　　……　妻又は夫と離別して独身の人

**●世帯の種類**

　　昭和60年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分し

ている。

**一般世帯**

（1）住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

　　　　ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に

関係なく雇主の世帯に含めている。

（2）上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持してる間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

（3）会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに住居している単身者

**施設等の世帯**

一般世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次の者がこれに含まれる。

（1）寮・寄宿舎の学生・生徒、（2）病院・療養所の入院者、（3）社会施設の入所者、

（4）自衛隊営舎内居住者、（5）矯正施設の入居者、（6）その他（定まった住居を持た

ない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など）

※「施設等の世帯」の単位は、原則として（1）、（2）及び（3）は棟ごと、（4）は中隊

又は艦船ごと、（5）は建物ごと、（6）は一人一人である。

なお、昭和60年以降の国勢調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和55年調

査での普通世帯、準世帯との対応は次表のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一般世帯 | 施設等の世帯 |
| 普通世帯 | ・住居と生計を共にしている人の集まり  ・一戸を構えて住んでいる単身者 |  |
| 準世帯 | ・間借り、下宿などの単身者  ・会社などの独身寮の単身者 | ・寮・寄宿舎の学生・生徒  ・病院・療養所の入院者  ・社会施設の入所者  ・自衛隊営舎内居住者  ・矯正施設の入所者  ・その他 |

**●世帯の家族類型**

　　世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分

した分類をいう。

**親族のみの世帯**　　…　二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係に

　　　　　　　　　　　ある世帯員のみからなる世帯

**非親族を含む世帯**　…　二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係に

　　　　　　　　　　ない人がいる世帯

**単独世帯**　　　　　…　世帯人員が一人の世帯

**●住居の種類**

　　住居は、一般世帯について、次の二つに区分している。

**住宅**　　　…　一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された

建物の一部を含む）。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのよう

に独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画

ごとに1戸の住居となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

**住宅以外**　…　寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、

病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。